

奈良先端科学技術大学院大学名誉教授称号授与規程

平成16年4月1日
規程第 48 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程において「研究科長等」とは、先端科学技術研究科長、総合情報基盤センター長、遺伝子教育研究センター長、物質科学教育研究センター長、データ駆動型サイエンス創造センター長、デジタルグリーンイノベーションセンター長、保健管理センター所長、教育推進機構長及び研究推進機構長をいう。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学長、副学長又は教授として退職（辞職及び転任を含む。）した者で、次の各号のいずれかに該当するものに授与することができる。

- (1) 本学に教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長又は副学長として、大学の運営に関し功績が特に顕著であった者

(勤務年数の通算)

第3条 本学の教授として引き続き5年以上勤務した者は、次の各号に掲げる年数を前条第1号の勤務年数に通算することができる。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数は、その3分の2の年数
- (2) 本学以外の大学の教授であった勤務年数は、その年数
- (3) 本学以外の大学の准教授としての勤務年数は、その3分の2の年数
- (4) 本学以外の大学の専任講師としての勤務年数は、その2分の1の年数

(推薦及び附議)

第4条 研究科長等は、第2条第1号又は第2号に該当すると認められる者がある場合、学長に名誉教授の称号の授与について、推薦することができる。ただし、第2条第1号又は第2号に該当すると認められる者が研究科長等と

同一の者である場合は、これを行うことができない。

- 2 教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）は、学長が第2条第3号に該当する者として認められる場合、評議員3人以上の連名により、学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前2項に定める推薦があった場合又は第2条第1号若しくは第2号に該当する研究科長等として認められる者若しくは第2条第3号に該当すると認められる者がある場合は、名誉教授の称号の授与について、教育研究評議会に附議するものとする。ただし、学長が前項に定める推薦によらず、自らを第2条第3号に該当すると認められる者として教育研究評議会に附議することはできない。

（選考）

第5条 教育研究評議会は、前条第3項による附議に基づき名誉教授の選考を行い、出席評議員（評議員に選考対象者がいる場合は、当該評議員を除く。）の3分の2以上の賛成により名誉教授の称号を授与される者（以下「称号授与候補者」という。）を決するものとする。

（授与）

第6条 本学は、前条の選考を経て、称号授与候補者に名誉教授の称号を授与するものとする。

（称号授与の取消し）

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉をけがす行為があったときは、教育研究評議会の意見を聴き、学長は、称号の授与を取り消し、辞令書を返還させるものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条第1号及び第3号の規定中「准教授としての勤務年数」には、施行日前の助教授としての勤務年数を含むものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学名誉教授称号授与規程の規定は、平成

19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。